

マイクロデータ利用の利便性向上について

制度の見直しの背景と目指すべき方向性

背景

平成30年の統計法改正から約10年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、A I等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会におけるA I・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきた。



目指すべき方向性

I 公的統計の作成（統計データの利活用推進のための基盤整備）

（１）公的統計作成等への行政データの活用

（２）公的統計作成等への民間データの活用

（３）経済統計の基盤整備（経済センサス・事業所母集団データベースの在り方等）

II 公的統計の提供（統計データの更なる利活用の推進）

（１）事業所母集団データベースの機能高度化（データリンケージなどの分析基盤整備等）

（２）マイクロデータ利用の利便性向上

（３）A I等によるデータ分析に資する統計データの提供（機械可読性、データ標準化等）

- ✓ 調査票情報等の二次的利用の提供形態の多層化
- ✓ “５つの安全”をベースとした多角的な審査

目指すべき方向性のポイント

目指すべき方向性

✓ 調査票情報等の二次的利用の提供形態の多層化

我が国において調査票情報の二次的利用の件数は概ね横ばいで推移しており、リモートアクセスやオンサイト施設などの技術面での進展はありながら、制度上、利用形態は「調査票情報」と「匿名データ」の二段階しかない（背景資料 1）。一方で、諸外国では匿名化の度合いに応じて四段階から五段階程度の階層を設けて情報の保護と利活用推進とのバランスを取るのが一般的であり、これに応じて提供の目的や対象者の範囲、情報管理の度合いなどを変えている（背景資料 3）。我が国でも調査票情報や行政データの二次的利用を進めるにあたって、提供形態の多層化を行う必要がある（方向性 1）。

✓ “5つの安全”をベースとした多角的な審査

イギリス国家統計局（ONS）が開発した、機密性の高いデータや機微なデータへのアクセスを安全に提供・管理するためのデータセキュリティ・フレームワークとして“Five Safes”と呼ばれるものがある。「安全な利用者」、「安全なプロジェクト」、「安全な分析環境」、「安全なデータ」及び「安全な分析結果」という5つの観点を示したものであり、イギリス、カナダ、オーストラリア、シンガポールなどで導入されている（背景資料 2）。これまでの我が国の制度では「安全なプロジェクト」に相当する調査票情報等の利用目的の審査に比重が置かれていたが、それ以外の要素も考慮しながら、審査を行う側と受ける側の双方の負担を軽減する（方向性 1）。

附随して整理すべき事柄

✓ 審査の要件と認定された研究者

今般、多角的な審査の導入によって、研究の公益性に関する審査の要件を柔軟化すると同時に、研究者の認定制度を導入したい。イギリスなどにも研究者の認定制度が存在するが（背景資料 3）、我が国ではどのような認定制度が適切であるか。また、この制度の導入によって、現行の統計法第33条と第33条の2をどのように整理すべきか（方向性 2）。